

アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償を求める請願

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

請願趣旨

石綿対策全国連絡会議は1987年の設立以来、アスベストの早期全面禁止と総合的対策の確立を訴え、被害者とその家族、労働者、市民のとりくみと行動を共にしてきました。今日のアスベスト問題は、アスベストを扱っていた労働者や建設従事者の被害にとどまらず、工場の周辺住民やアスベストを含有した建材その他の製品からのばく露など、公害・環境汚染の拡大を予測させる事態です。

政府がアスベストの危険性を認識しつつも規制が不十分であったこと、先進国での全面禁止からも大きく遅れたこと、企業による十分なアスベスト管理や国民への情報提供がなされなかったことで被害を拡大していることなど、国と企業の責任はきわめて大きいといわざるを得ません。

今日、多くの人々がアスベストによる健康被害の不安をいただいています。すべての被害者を政府と企業の責任で救済・補償するとともに、子供たちを含めた将来の健康被害を予防し、「ノンアスベスト社会」を実現していくための抜本的・総合的な対策を早期に実施するよう、以下のとおり要請します。

請願事項

1. アスベスト及びアスベスト含有製品の製造・販売・新たな使用等を速やかに全面禁止すること。
2. アスベスト及びアスベスト含有製品の把握・管理・除去・廃棄などを含めた総合的対策を一元的に推進するための基本となる法律(仮称・アスベスト対策基本法)を制定すること。
3. アスベストにばく露した者に対する健康管理制度を確立すること。
4. アスベスト被害に関わる労災補償については、時効を適用しないこと。
5. 労災補償が適用されないアスベスト被害について、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を確立すること。
6. 中皮腫は原則すべて補償の対象とするとともに、中皮腫の数倍と言われるアスベスト肺がんなど中皮腫以外のアスベスト関連疾患も確実に補償を受けられるようにすること。

氏名	住所

取扱団体

石綿対策全国連絡会議
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL 03-3636-3882 FAX 03-3636-3881



